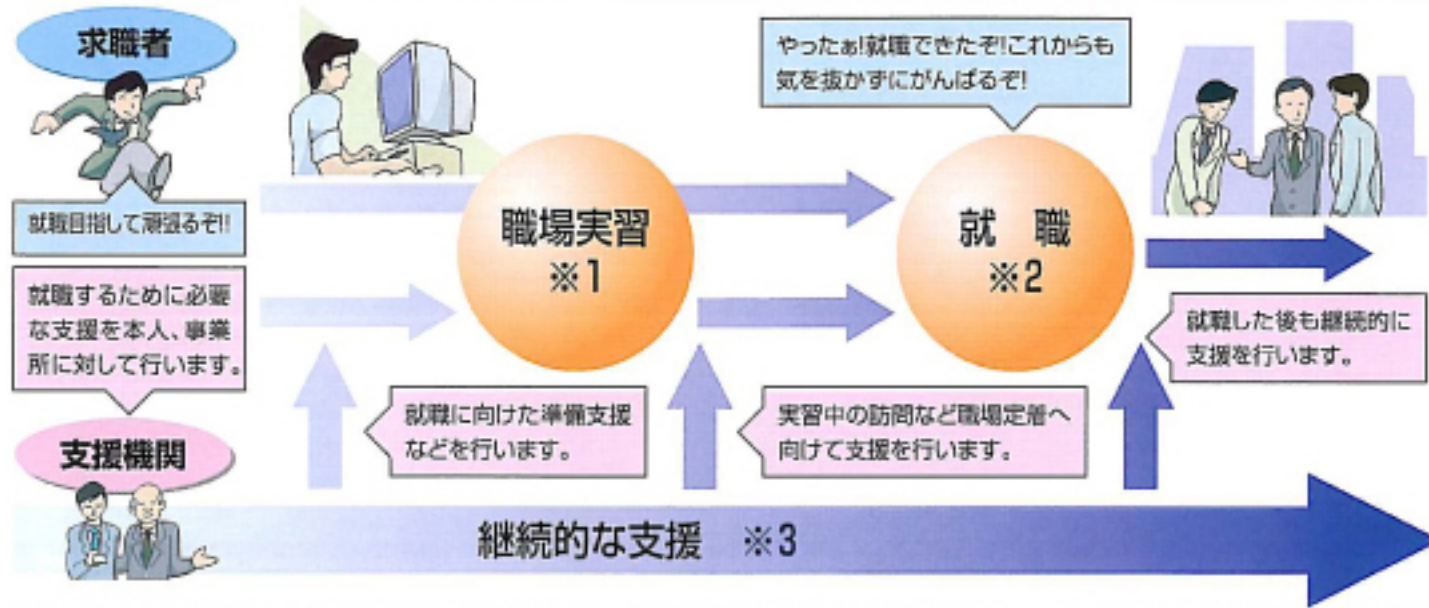


障害のある方たちの「働きたい」、事業所の「雇用したい」を実現するために

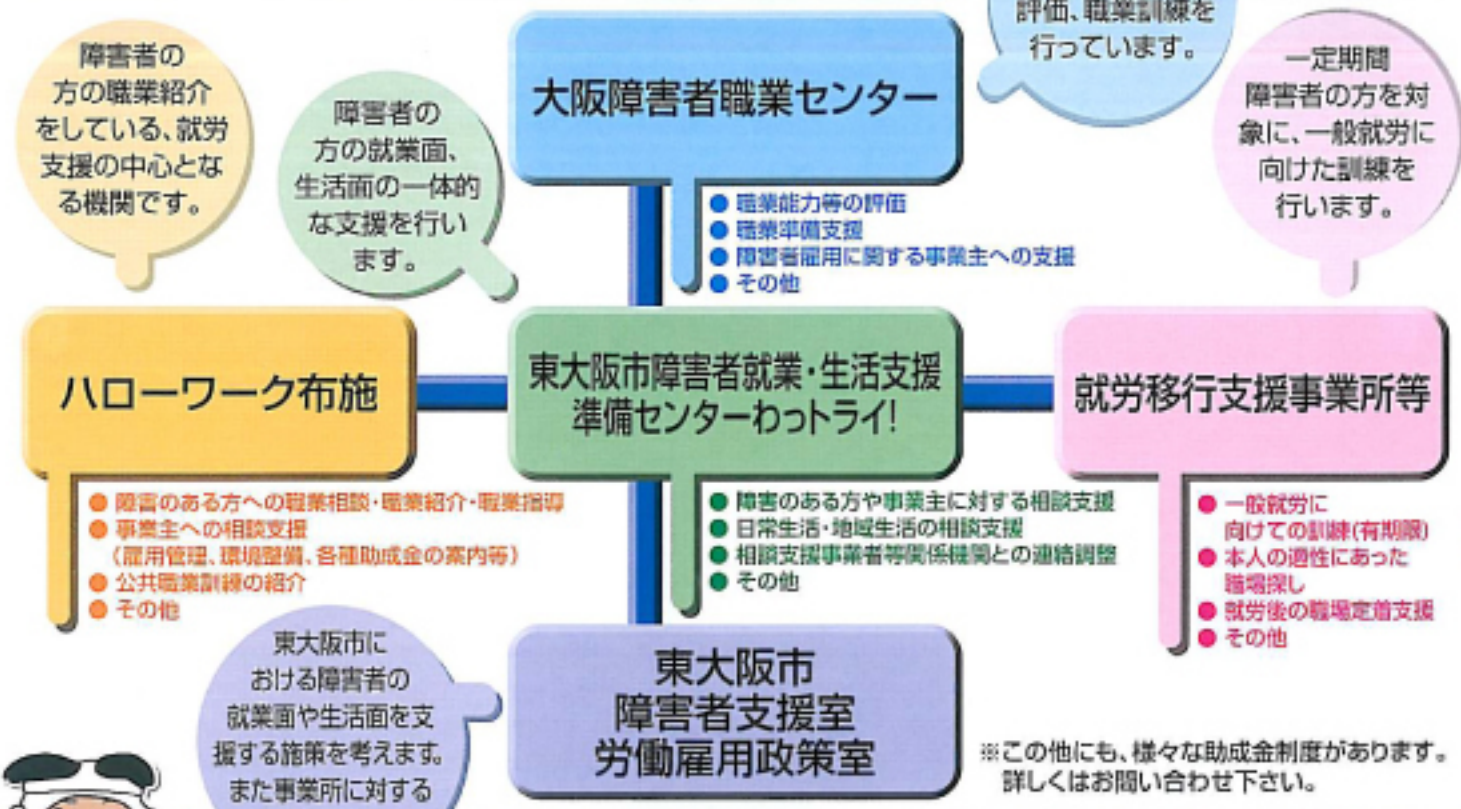


※1 職場実習には、事業所や本人の負担を軽減するための、様々な公的な職場実習の制度があります。ほとんどの場合、実習中の事故や怪傷については、実習生が加入する傷害保険が適用されることとなります。実習の期間については、数日から2ヶ月程度行い、求職者の職場適応の状況を確かめながら雇い入れに進むことが出来ます。

※2 就職した際にも、事業所や本人の負担を軽減するための、様々な助成金の制度があります。また、手すりやトイレなどの環境設備を整えたり、障害に配慮された機材の導入の際に適用される助成金もあります。

※3 就職した後も求職者を支援している団体などが中心となり、事業所、本人に対して継続的に支援を行います。必要に応じて、実際職場に赴き職場適応を援助するジョブコーチ等の支援を受けることも出来ます。

我々がお手伝いをします(支援機関紹介)



このパンフレットに関する問合せ先は
 社会福祉法人 東大阪市社会福祉事業団 就業・生活支援準備センター 電話:06-6789-0374
 発行 東大阪市健康福祉局福祉部障害者支援室

東大阪市からのお知らせ



障害があっても働いています!!



障害者雇用の
アドバイザー
として就労支援
員が事業所に
お伺いします!!

当社の作業員の作業風景



▲Aさんの紹介文
 Aさん(男性 28歳)には知的障害があります。養護学校高等部を卒業したあと、市内の作業所や職業訓練校に通い就職を目指していました。いくつかの職場を経て、平成19年の3月から市内の三洋商事(株)に勤め始めました。作業所とは違い、お給料がたくさんもらえるので、働きがいがあるようです。週末はスポーツジムに通ったり、家庭菜園をして過ごしています(左の写真はAさんの働いている様子)。
 しかしAさんのように企業で働いている方は依然少ないのが現状です。障害者の雇用を取り巻く状況は厳しく、国の基準で定められている法定雇用率の1.8%を下回っています。今後、わが市においても、障害者の雇用を促進するために、企業に対する啓発や支援を行っていきます。

トライアル雇用

最大3ヶ月総額
180,000円の支援金
 3ヶ月の試用期間制度。制度上は雇用となる。事業所には月々最大40,000円が支給される(国)。また、東大阪市では、この決定を受けた市内在住の方の場合、市内の事業所に対し支援金(月々20,000円)が最大3ヶ月支給される。

東大阪市雇用奨励金

最大12ヶ月総額
180,000円の助成金
 市内に住所を有する障害者の方で、特定求職者雇用奨励金等の受給資格を有し、継続して雇用する市内の事業所には、月々15,000円(通算12ヶ月)支給される。

特定求職者雇用開発助成金

障害者の方が雇用された場合、雇用された日から最大1年6ヶ月、賃金の一部が助成される。しかし事業所側に最近障害者が出た場合などは、この制度が利用できないなどの条件がある。



東大阪市健康福祉局
 福祉部障害者支援室